

議案第 4 3 号

小田原市印鑑条例の一部を改正する条例

小田原市印鑑条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「平成 1 4 年法律第 1 5 3 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を加え、「利用者証明用電子証明書が記録された」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されている」に改め、「限る。）」の次に「又は電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（当該移動端末設備に組み込まれた公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が一部改正され、公的個人認証に係る移動端末設備用の電子証明書等の利用が開始されることに伴う所要の整備を行うため提案するものであります。